⑥　中小企業・小規模事業者への事業引継ぎ支援事業

中小企業・小規模事業者の経営者の高齢化に伴い、今後、多くの企業が世代交代の時期を迎えることが見込まれる。そうした企業の中には、後継者不在を理由として廃業を検討する経営者も多く、課題の解決のため、M＆Aを中心とした事業引継ぎ支援事業に積極的に取り組む。

具体的には、各地の事業引継ぎ支援センターを支援するため、中小企業事業引継ぎ支援全国本部（以下、「全国本部」という）は、各センターへの相談・助言や研修等の支援を行うほか、全国本部と各センターを繋ぐ事業引継ぎ支援データベースおよび登録支援機関等に開示するノンネームデータベースを活用した売り手企業と買い手企業とのマッチングの促進等を行う。

⑸　前各号に掲げるもののほか、中小企業の経営の診断又は経営若しくは技術に関する助言に関連する事業

①　東日本大震災に係る対応

東日本大震災で被災した地域及び中小企業・小規模事業者の本格的な復興の加速と福島の再生に貢献する。具体的には、被災地域において、事業活動再開を希望する複数の中小企業者・小規模事業者が入居する仮設施設の整備や仮設施設の移設・撤去等に係る支援を実施する。

また、被災地域の地方公共団体・地域支援機関や被災中小企業・小規模事業者に対して専門家を派遣し、地域経済の再生、まちづくりに向けた再建計画の策定や中小企業・小規模事業者の事業再建等の支援を行う。

加えて、中小機構の支援ツールを活用し、被災中小企業・小規模事業者の販路開拓を支援する。

その他、東日本大震災により被害を受けた中小企業・小規模事業者等を対象とする被災県の貸付事業への支援に加えて、二重債務問題への対応に当たっては、債権買取等を行う「産業復興機構」への出資等を通じて、被災中小企業・小規模事業者の支援を行う。

②　熊本震災に係る対応

熊本地震で被災した中小企業・小規模事業者の事業の復旧・再開のための支援を行う。「中小企業復興支援センター熊本」を開設し、また、被災地域の地域支援機関等や被災中小企業・小規模事業者等に対して専門家を派遣し、復旧・事業再開に向けた助言等を行う。

[1] １．中小企業者の経営方法に関し、経営の診断又は助言を行う事業
２．中小企業者の技術に関する助言またはそのために必要な試験研究を行う事業
３．中小企業者又はその従業員に対して研修を行う事業
４．中小企業支援担当者を養成、又は研修を行う事業
５．前各号に定めるもののほか、中小企業の経営の診断又は経営若しくは技術に関する助言に関連する事業

[2] （国又は都道府県が行う第一号又は第二号に掲げる事業（中小企業支援法第七条第一項に規定する指定法人が行う同項に規定する特定支援事業を含む。）において、経営の診断又は経営若しくは技術に関する助言を担当する者をいう。以下同じ。）

○国土交通省告示第九百六号

道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）第十一条第一項、第十七条第三項、第二十六条第一項、第二十九条第一項及び第四項第六号、第三十一条第七項、第三十四条第二項、第三十四条の二第二項、第三十五条の二第二項、第三十七条第二項、第三十七条の二第二項、第三十七条の三第二項、第三十七条の四第二項、第三十九条第二項、第三十九条の二第二項、第四十条第二項、第四十三条第二項及び第三項、第四十三条の七、第四十六条第一項、第五十八条並びに第六十四条第二項及び第三項並びに装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第五条の規定に基づき、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年十月十日

国土交通大臣　石井　啓一

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示

（道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部改正）

第一条　道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号）の一部を次のように改正する。

傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものののように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる次の表により、改正前欄に掲げる規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改　正　後	改　正　前
（走行装置） **第11条**　（略） ２　（略） ３　自動車（大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。）の空気入ゴムタイヤの強度、滑り止めに係る性能等に関し、保安基準第９条第２項の告示で定める基準及び自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。）の空気入ゴムタイヤの騒音の大きさに関し保安基準第９条第３項の告示で定める基準は、次の各号及び第５項に掲げる基準とする。 一　（略） 二　保安基準第９条第２項の告示で定める基準について、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。 イ～ハ　（略）	（走行装置） **第11条**　（略） ２　（略） ３　自動車（大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。）の空気入ゴムタイヤの強度、滑り止めに係る性能等に関し、保安基準第９条第２項の告示で定める基準及び自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。）の空気入ゴムタイヤの騒音の大きさに関し保安基準第９条第３項の告示で定める基準は、次の各号及び第５項に掲げる基準とする。 一　（略） 二　保安基準第９条第２項の告示で定める基準について、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。 イ～ハ　（略）